

条 例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分した
「千曲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第 2 1 号

千曲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

千曲市国民健康保険税条例（平成 15 年千曲市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5,000 円」を「30 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5,000 円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の千曲市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。